

男鹿市企業管理規程第 4 号

男鹿市排水設備指定工事店に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市排水設備指定工事店に関する規程の一部を改正する規程
男鹿市排水設備指定工事店に関する規程（平成 2 6 年男鹿市企管規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（指定の申請） 第 3 条 指定工事店の指定を受けようとする者は、男鹿市排水設備指定工事店指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて企業管理者の権限を行う市長（以下、「管理者」という。）に提出しなければならない。 <u>(1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し</u> <u>(2)～(6)</u> （略）	（指定の申請） 第 3 条 指定工事店の指定を受けようとする者は、男鹿市排水設備指定工事店指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて企業管理者の権限を行う市長（以下、「管理者」という。）に提出しなければならない。 <u>(1) 申請者（法人の場合はその代表者）の履歴書及び身分証明書</u> <u>(2) 法人はその定款及び登記簿謄本</u> <u>(3)～(7)</u> （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。